

## 予約サポート時の持ち物チェック

確定申告に必要な主な書類等を下記にまとめましたのでサポート時にご持参下さい。

<input type="checkbox"/> 確定申告期指導予約確認票(ハガキ)	<input type="checkbox"/> 健康保険組合が発行した「医療費のお知らせ」
<input type="checkbox"/> R6年分確定申告書・決算書の下書き	<input type="checkbox"/> 国民年金保険料控除証明書
<input type="checkbox"/> R4、R5年分の確定申告書、決算書控え	<input type="checkbox"/> 健康保険、介護保険の納付金額の分かるもの
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード又は通知カード(ご家族分含む)	<input type="checkbox"/> 小規模企業共済掛金証明書
<input type="checkbox"/> 予定納税の分かる書類	<input type="checkbox"/> 生命保険・地震保険の控除証明書
<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書(金額を記入しておいて下さい)	<input type="checkbox"/> 寄付金の領収書・証明書(ふるさと納税含む)

## 青色決算書と確定申告書の下書き用紙について

今月号の会報に「青色決算書」「確定申告書」「医療費控除の明細書」の下書き用紙を同封させて頂きますので、ご確認の上必要となる用紙をご利用下さい。

— 同封用紙 —

- ① 所得税青色申告決算書(一般用)【カラー】
- ② 所得税青色申告決算書(不動産用)【白黒】
- ③ 所得税の確定申告書
- ④ 医療費控除の明細書(提出用に使えます)

※今回配布した用紙は下書用です。

12月中の税務署への提出はできません。

※決算書は「一般用」と「不動産用」両方を同封しています。必要な決算書のみご利用下さい。

### ～医療費控除を適用される方へ～

【医療費控除】医療費の明細や通知書の提出が必要です。(領収書は提出できません。)

医療費の明細書に人ごと、病院(薬局)ごとの合計金額を記載し提出する必要があります。

医療保険者が発行する医療費の通知書を添付することにより明細書への記載を省略できます。

会報に同封された「医療費控除の明細書」に人ごと、病院(薬局)ごとの一年間の合計金額を記載し、予約サポート時にお持ちください。(領収書5年間保管)

【領収書の計算はご自宅で!!予約サポート時間の短縮にご協力願います。】

## 注意事項

【令和7年1月より申告書等控えの収受印の押なつが廃止されます】

申告書等を「紙」で提出される方は正本(提出用)のみを署に提出願います。

・「控え用」も当会で印刷致しますが、税務署へは「提出用」のみ提出し、「控え用」は必要に応じてご自身で保管、提出年月日の記録・管理をお願い致します。

重要!

### 【定額減税について】

■ 1人あたり所得税3万円、住民税1万円の合計4万円が減税される「定額減税」が実施されています。

■ 個人事業者は原則確定申告で減税され、次のすべてに当てはまる方が定額減税の対象です。

- ・「納税者本人、同一生計配偶者、扶養親族」(納税者本人からまとめて減税されます。)
- ※専従者につきましては、個別に減税されますので納税者本人の申告で減税対象人数に含めません。
- ・居住者(国内に住所を有する方、現在まで引き続き1年以上住所を有する方)
- ・合計所得金額が1,805万円以下である方

### 【来局について】

■ 咳・発熱があるなど、体調のすぐれない方はご来局をお控え下さい。

・体調がすぐれない場合は予約をキャンセルし回復後に改めて予約をお取りください。

令和6年分

## 確定申告期のサポートについて

確定申告期の予約サポートを受けられる方はこの冊子を必ずご確認ください。

- ・事務局からのお願い・消費税インボイス制度について……………P1
- ・確定申告期予約サポートについて……………P2
- ・……………P3
- ・持ち物チェック・決算書・申告書下書き用紙について……………P4
- ・注意事項……………P4

## 事務局からのお願い

- ◎ 確定申告期サポートご利用時には、必ず売上や経費等の科目ごとの集計(会計ソフトの場合は入力)を事前に行ったうえでお願いします。
- ◎ 土地や建物等を売却された方は事前に税務署で譲渡の内訳書を作成願います。  
※予約サポート時の詳しい注意事項は2ページをご覧ください。

## 消費税インボイス制度について

### 【インボイス番号を取得した方】

■ インボイス番号を取得した方は消費税の申告が必要になります。

・免税事業者であった方も消費税の申告が必要になりますのでご注意願います。

・インボイス番号を取得した方は、取得した日以降の取引が対象です。

(例)令和6年10月1日に取得の場合 → 10月1日から12月31日分の取引について申告します。

■ 消費税申告の2割特例について。(令和8年9月30日の属する課税期間まで)

・原則として2年前の課税売上が一千万円以下の方は2割特例を利用できます。

・2割特例とは売上に含まれる消費税額の2割の額を納める制度です。

・判定はその年ごとになりますので、原則令和6年分は令和4年分の課税売上で判定します。

■ 本則課税で申告される方はインボイスに対応した記帳をお願いします。

・本則課税の方はインボイス取得の有無に関係無く、必要経費を記帳するときに、領収書等にインボイス番号が記載されているものとされていないものに分けて記帳しないと正しい消費税額が計算できません。

■ 消費税の申告につきまして後日対応をお願いする場合があります。

・インボイス制度に対応した記帳ができていなかったり、帳簿の集計が出来ていない場合、令和7年3月19日以降にお願いする場合がありますので何卒ご了承願います。

(令和6年分の消費税の申告は令和7年3月31日(月)まで。)



一般社団法人 荏原青色申告会

〒142-0054 東京都品川区西中延1-2-4 TEL 03-3783-3494 FAX 03-3786-4955



## 確定申告期予約サポートについて

### 【予約について】

当会は確定申告期のサポート業務を下記の通り**完全予約制**にて実施致します。

#### ■令和6年分確定申告の提出期限

・所得税の確定申告：令和7年3月17日(月) ・消費税の確定申告：令和7年3月31日(月)

#### ■予約サポート期間

**令和7年1月21日(火)～令和7年3月17日(月)**

- ・日曜日、祝日休み。土曜日は2月1日、15日、22日、3月1日の午前中のみ営業。
- ・昨年の確定申告期に今年度の予約希望日を提出して頂いた方には、予約日が記載された「予約ハガキ」を12月下旬～1月上旬までに発送いたします。
- ・まだ**今年度の予約希望日を提出されていない方は、お電話にて予約をお取りください。**

### 【サポート時の注意点】

**重要！**

#### ■サポート時間について(1時間以内を目的)

- ・皆様が予定通りにサポートを受けられるよう、**サポート時間は1時間以内**とさせていただきます。
- ・あきらかに1時間で終わらない場合は再度予約をお取り頂きますのでご了承ください。
- ・なるべく1回で終了できるよう、売上や経費について帳簿を元に項目ごとの集計を行ってからお越しください。(予め決算書の下書き用紙に金額を記入しておいてください。)

#### ■待ち時間について

- ・1時間単位の予約制とさせて頂いており、なるべく指定した時間に開始できるよう努めてまいります。対応する職員の人数や、相談の進み具合により、**予定の時間に開始できない場合があります**ことを何卒ご了承ください。

#### ■職員の指名について

- ・原則職員の指名は行っておりませんが、前回からの続きや相談内容を把握しているなどの理由で指名される場合は**順番が前後したり、お待ち頂く**ことがあることをご了承ください。

#### ■会計ソフトをご利用の方へ

- ・会計ソフトの**入力方法など使い方についてのサポートはこの時期にはできません**のでご了承ください。(売上や経費の入力を済ませてからお越し願います。)
- ・完成に時間が掛かる方は、早めに疑問点等を解消しておきましょう。

**重要！**

#### ■土地建物等の売却をされた方へ

- ・譲渡につきましては、税務署への確認が必要になります。**ご自身で税務署の確認が必要**になりますので、事前に署の相談会場で譲渡の内訳書の作成を行ってください。
- ・事前に署での作成が終わっていない場合は、**署での確認をお願いすることになりますので、1日で完了しない可能性**がありますことを何卒ご了承ください。

#### ■予約サポート時の相談内容について

- ・相談時間の制限のある中多くの会員の皆様がご来局されますので、この期間は決算書、申告書の作成のみとなります。円滑な運営に何卒ご協力をお願いします。
- 【この期間に対応できない主な内容】  
記帳の仕方、会計ソフトの使い方、年末調整(提出期限の令和7年1月20日までにお願います。)、インボイス制度、電子帳簿保存改正についての相談、各種届出書作成等

### 【確定申告書の提出方法】

当会では、確定申告書の提出を、原則各自で行っていただいております。ただし、e-Tax(電子申告)で提出される場合は事務局から送信することになります。下記二通りどちらの方法で提出されるのかを当日までに決めておいて下さい。

#### ■紙で提出(所得税・消費税共通)

- ・提出書類一式を事務局でプリントアウトいたしますので、添付書類とともに納税地を管轄する税務署にご自身で提出願います。
- ※**令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつはされません。**

#### ■e-Tax(電子申告)で提出

- ・マイナンバーカードを利用した本人送信と派遣税理士による代理送信があります。
- ・青色申告特別控除65万円をご希望の方は下記どちらかの方法で提出してください。(10万円控除の方もe-Tax送信できますが控除の増額はありませぬ。)

	本人送信(所得税・消費税)	代理送信(所得税のみ)
受付期間	1月28日(火)～3月17日(月)※休業日除く	<b>2月10日(月)～2月28日(金)</b> ※土日祝除く
マイナンバーカード	必要(電子証明書期限が切れていなもの)	必要無し
送信者	本人(送信の補助あり)	派遣税理士
完了までの日数	原則当日完了(状況により後日の可能性有)	原則2日間(送信日にもう一度来局)
提出までの流れ	①予約サポートで提出書類作成完了 ② <b>当日送信</b> (送信補助あり)後控えの受取り ③ <b>添付書類はご自身で税務署に提出</b>	①予約サポートで提出書類作成完了 ②代理送信日を予約 ③ <b>予約日に再度来局</b> し送信後控えの受取り
添付書類	<b>ご自身で税務署に提出</b>	事務局でお預かりしてまとめて提出
注意点	・マイナンバー登録時のパスワードが必要	・譲渡所得がある方は送信不可

【注意】**マイナンバーカードをお持ちでない方は3月以降e-Tax(電子申告)での提出はできません。**  
国税庁のホームページからの電子申告は出来かねますのでご了承ください。

### 【納税について】

所得税、消費税の納税方法・納付期限は下記の2通りです。必ずご確認をお願いします。

- ①納付書で納付……………◇**所得税:3月17日(月)** ◇**消費税:3月31日(月)**
- ②振替納税……………◇**所得税:4月23日(水)** ◇**消費税:4月30日(水)**

※納付書で納付か振替納税かどうかは必ずご本人で把握してください。

### 【消費税について】

下記に該当する方は、**令和6年分の消費税の確定申告が必要**となります。

必ず2年前の売上をご確認を頂き、該当する場合はサポート時にお伝えください。

- ①**令和4年分(2年前)の課税売上高(※)が1,000万円を超えている。**
- ②令和5年1月～6月の課税売上高(※)及び給与支払総額がいずれも1,000万円を超えている。  
※課税売上高…消費税がかかる売上。住宅貸付や国や都の給付金等は消費税がかかりません。

- ③**令和6年12月までにインボイス番号を取得している。**

※インボイス番号を取得した方は①②に該当しなくても消費税の申告が必要になります。

※インボイス番号を取得した方はもれなく**消費税の申告が必要**となりますので、**相談時には必ず取得した旨をお伝えください。**

**重要！**